

装プ事第5403号
28.4.8

一部改正 装プ事第4986号
令和2年3月31日

一部改正 装プ事第4881号
令和3年3月31日

一部改正 装プ事第11570号
令和5年6月28日

一部改正 装プ事第17758号
令和6年9月27日

大臣官房長
各局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官 殿
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

プロジェクト管理部会の設置について（通知）

標記について、装備取得委員会に関する訓令（平成27年防衛省訓令第38号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので、

通知する。

添付書類：別紙

プロジェクト管理部会設置要綱

(趣旨)

第1 この通知は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号）の規定に基づき装備取得委員会において審議を要する事項（以下「審議事項」という。）に関して、装備取得委員会に関する訓令（平成27年防衛省訓令第38号。以下「装備取得委員会訓令」という。）第3条に規定する調整部会における審議に資すると共に適切なプロジェクト管理の実施を図るよう、プロジェクト管理に必要な事項を審議するためプロジェクト管理に関係する部局の課長級の者で構成するプロジェクト管理部会を設置するものである。

(プロジェクト管理部会の構成等)

第2 プロジェクト管理部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

- 2 部会長は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官をもって充てる。
- 3 部会員は、次のとおりとし、審議事項に情報本部に関するものが含まれる場合には防衛政策局調査課長を、衛生資材に関するものが含まれる場合には人事教育局衛生官を、指揮通信に関するものが含まれる場合には整備計画局サイバー整備課長及び統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長を、それぞれ部会員として加えるものとする。

大臣官房会計課長、防衛政策局防衛政策課長、整備計画局防衛計画課長、統合幕僚監部防衛計画部計画課長、統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官、陸上幕僚監部防衛部防衛課長、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長、海上幕僚監部防衛部防衛課長、海上幕僚監部防衛部装備体系課長、海上幕僚監部装備計画部長が指名する課長、航空幕僚監部防衛部防衛課長、航空幕僚監部防衛部事業計画第1課長、航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長、航空幕僚監部装備計画部装備課長、情報本部計画部長が指名する課長、情報本部電波部長が指名する課長、防衛装備庁長官官房会計官、防衛装備庁長官官房装備開発官（審議事項に係る事務を所掌

する装備開発官に限る。）、防衛装備庁長官官房艦船設計官、装備政策部装備政策課長、プロジェクト管理部事業監理官（審議事項に係る事務を所掌する事業監理官に限る。）、プロジェクト管理部装備技術官（審議事項に係る事務を所掌する装備技術官に限る。）、技術戦略部技術戦略課長、技術戦略部技術計画官、調達管理部調達企画課長並びに防衛装備庁航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所の部長等（審議事項に係る事務を所掌する部長（部長と同等以上の職位にある者を含む。）に限る。）及び防衛イノベーション科学技術研究所における部長等（審議事項に係る事務を所掌するユニット長（ユニット長と同等以上の職位にある者を含む。）に限る。）

- 4 部会長は、必要に応じてプロジェクト管理部会を招集し、これを主宰するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係の職員をプロジェクト管理部会に参加させることができる。また、部会長は、審議事項の性質により部会員を限定する必要があると認めるときは、第3号に掲げる部会員のうち一部のものをもってプロジェクト管理部会を開催することができる。

（庶務）

第3 プロジェクト管理部会の庶務は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官において処理する。

（調整部会への報告）

第4 装備取得委員会訓令第4条第5項に規定する委員以外の者として、プロジェクト管理部会の審議の結果について、プロジェクト管理部会長等に調整部会において意見を述べさせるものとする。

（委任規定）

第5 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト管理部会の運営に関し必要な事項は防衛装備庁プロジェクト管理部長が定める。